

個別約款（エコジョーズ料金契約）

2026年10月1日実施

大阪瓦斯株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料金	1
4. 精算	1
5. 設置確認及び解約等	2
6. その他	2
付則	3
(別 表)	4

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「エコジョーズ料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「家庭用高効率給湯器」(以下「高効率給湯器」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱(ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。)を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90パーセント以上である給湯器をいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

2. 適用条件

本個別約款の適用条件は、次のとおりといたします。

定格給湯能力が60号以下(1号とは水温よりも25℃高い湯を1分間に1リットル給湯できる能力をいいます。)の高効率給湯器を専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力(個別約款(一般料金契約、一般料金S契約、小型空調契約若しくは空調夏期契約に限ります。)による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は基本約款18(1)ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。)が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがエコジョーズ料金契約を希望されること。

3. 料金

当社は、別表の料金表(各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して料金を算定いたします。

4. 精算

2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日(当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5(3)において同じ。)までさかのぼって個別約款(一般料金S契約)に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

5. 設置確認及び解約等

- (1) 当社は、高効率給湯器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、新たに申し込みをされたお客さまについては、当社は本個別約款の申し込みを承諾しないこととし、既にエコジョーズ料金契約を締結されているお客さまについては、他の契約種別への変更又は契約の廃止等の手続きを行っていただきます。
- (2) 高効率給湯器を取り外した場合又は使用しなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、高効率給湯器を取り外した場合又は使用しなくなった場合は、エコジョーズ料金契約から他の契約種別への変更又は契約の廃止等の手続きを行っていただきます。
- (3) (1)又は(2)に基づく解約日は、2に定める適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日といたします。

6. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2026年10月1日から実施いたします。ただし、4の規定は、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日が2026年10月末日以前の場合、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日から2026年10月定例検針日までの期間の使用量に基づく料金に関しては、「一般料金S契約」を「一般料金契約」に読み替えるものといたします。

(別 表)

1. 料金表

(1) 適用区分

料金表A ご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ご使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ご使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D ご使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E ご使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F ご使用量が500立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,335.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	145.54円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,418.20円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	141.38円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,600.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	137.73円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,867.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.06円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,393.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	127.43円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	6,678.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	120.86円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。